

えっとまめな介護だより Vol.15

社会福祉法人島根県社会福祉協議会では、介護人材の確保や定着を推進することを目的とした資金の貸付事業を行っています。今回は、その一部を紹介します。

社会福祉法人島根県社会福祉協議会について

民間の立場から地域福祉を推進する団体として、昭和25年に島根県内の福祉関係者によって創設されました。福祉の向上のための事業や活動をはじめ、福祉分野への就職を希望する方に対する就職あっせんなどに取組んでいます。

介護人材確保のための資金の貸付事業

事業の名称	介護分野就職支援金貸付事業	離職介護人材再就職準備金貸付事業
事業の概要	他業種で働いていた方に対し、介護分野への就職の際に必要な経費に係る支援金を貸付ける事業です。	離職した介護人材のうち、一定の知識および経験を有する方に対し、介護職員等として介護サービス事業所等に再就職するための準備金を貸付ける事業です。
貸付限度額	20万円	40万円
応募資格	他業種で働いていた方で、島根県在住の方のうち、次の基準を全て満たしている方 (1) 次のいずれかの資格を有する方（取得予定を含む）、または研修を修了している方（修了予定を含む） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">介護福祉士、実務者研修、初任者研修、基礎研修、旧ホームヘルパー1級または2級</div> (2) 島根県内の介護サービス事業所に介護職員等として就労した、または就労を予定している方 (3) 過去に「離職介護人材再就職準備金貸付事業」または「障害福祉分野就職支援金貸付事業」の貸付を受けていない方	島根県在住または県内の介護サービス事業所に介護職員等として就労した方であって、次の基準を全て満たしている方 (1) 次のいずれかの資格を有する方、または研修を修了している方 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">介護福祉士、実務者研修、初任者研修、基礎研修、旧ホームヘルパー1級または2級</div> (2) 介護サービス事業所において、(1)に該当する介護職員等としての実務経験を1年以上有する方 (3) 島根県内の介護サービス事業所に、介護職員等として再就職が決定している方 (4) あらかじめ島根県福祉人材センターに求職の登録を行なっている方 (5) 過去に「離職介護人材再就職準備金貸付事業」の貸付を受けていない方
返還の免除	介護職員等の業務に継続して2年間従事した場合、返還額の全額が免除となります。	
備考	就労開始から3カ月以内の申込みが対象です。	

※詳しくは、社会福祉法人島根県社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

各事業の募集要項はこちら ▶ https://www.fukushi-shimane.or.jp/works/qualification_funds

各事業に関する問い合わせ先

社会福祉法人島根県社会福祉協議会 生活支援部 福祉資金係 ☎ 0852-32-5953 ☎ 0852-21-0798
〒690-0011 松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根5階

【問い合わせ先】市高齢者福祉課 ☎ 31-0218 ☎ 24-0181